

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金募集要項

(Q & A 形式)

Q 1. この制度はどういったものか？

A 1. 新型コロナウイルスの感染症拡大により、事業主の都合により解雇され、または期間の定めのある労働契約が更新されず、または中途解除された方、採用内定を取り消された方、倒産等（廃業含む）により離職された方等を雇用した市内に住所を有する事業主に対して、正規雇用労働者 1 人あたり 30 万円を、短時間労働者 1 人あたり 20 万円を補助することにより、再就職支援および雇用の機会の創出を図ります。

Q 2. 対象となる事業主は？

A 2. 対象となる事業主は、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 市内に事業所を有する法人または個人事業主。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 令和 2 年 10 月 22 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に対象労働者を雇用した後 3 か月以上継続して雇用し、その後も継続して雇用する意思を有していること。
- (4) 対象労働者の勤務地が市内であること。

Q 3. 対象とならない事業主は？

A 3. 対象とならない事業主は、以下のいずれかに該当する事業主となります。

- (1) 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
- (2) 函館市に納付すべき税を滞納している者
- (3) 国、地方公共団体、またはこれらの全額出資による法人である者
- (4) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同前条第 2 号に規定する暴力団員または同条例第 6 条に規定する暴力団関係事業業者に該当する者
- (5) 対象労働者を雇い入れた日前 1 年間に、対象労働者を雇用していた事業主と資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者
- (6) 対象雇用者について、国や地方公共団体から、雇い入れ、賃金または人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の交付決定を受けている者

※市補助金と(6)の支給を重複して受けた場合、市補助金の返還を命じる場合があります。また、市補助金の交付を受けたことにより、他の助成金等の申請ができなくなる場合があります。他の助成金の活用もお考えの場合は、必ず所管の機関へ事前に確認してください。

- (7) 対象雇用者が、雇い入れ事業所の事業主または取締役の三親等以内の親族(配偶者または三親等以内の血族および姻族)である者
- (8) その他市長が不相当と認める者

Q 4. 回答 [A 3] (8)の「その他市長が不相当と認める者」とは具体的にどのようなことを言うのか？

A 4. 例えば、補助金の支給を目的として、既に雇用している労働者を不当に解雇し、正規雇用労働者または短時間労働者を新たに雇い入れた場合など、実質的に補助金を受ける対象事業者として不相当と認められる者を言います。

Q 5. 対象となる労働者は？

A 5. 令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された離職者等で、令和2年10月22日から令和3年3月31日までの間に補助対象事業主に雇用された方のうち、次の各号に掲げる労働者になります。

(1) 正規雇用労働者(次のアからカに掲げる要件を満たす者)

- ア 雇用期間の定めのない者であること。
- イ 1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。
- ウ 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、確認を受けた者(短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。)であること。
- エ 健康保険の被保険者となったことの届出を行い、確認を受けた者であること。
- オ 厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、確認を受けた者であること。
- カ 雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。

(2) 短時間労働者(次のアからエに掲げる要件を満たす者)

- ア 雇用期間の定めのない者であること。
- イ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者であること。
- ウ 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、確認を受けた者(短期雇用特例被保険者および日雇労働

被保険者を除く。) であること。

エ 雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。

Q 6. 回答 [A 5] の「解雇等」とは具体的にどういったものを言うのか？

A 6. 「解雇等」とは、次の要件のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 事業主の都合による解雇，解雇とみなされる雇止め，または労働契約の中途解除による離職
- (2) 事業主の都合により労働者派遣契約が更新されなかった，または中途解除による離職
- (3) 企業の倒産（破産，民事再生，会社更正等の各破産手続の申立てまたは手形取引の停止等）に伴う離職
- (4) 採用内定の通知を受けたが，採用内定通知者の都合により採用内定を取り消された
- (5) その他，労働者の自己都合退職だが退職勧奨や希望退職の募集等事業主の働きかけがあった場合や，廃業 など

Q 7. 対象とならない労働者は？

A 7. 対象とならない労働者は，以下のとおりです。

- (1) 雇い入れられた日前 1 年間に，雇い入れ事業所の事業主と雇用，請負等の関係にあった，または，出向，派遣等の関係により就労歴がある場合
- (2) 雇い入れ事業所の事業主または取締役の三親等以内の親族（配偶者または三親等以内の血族および姻族）である場合
- (3) 派遣労働者として雇い入れられた場合や，請負契約である場合

Q 8. 会社を自己都合により辞めた求職者を雇用した場合も対象となるのか？

A 8. 対象労働者は，回答 [A 5] および回答 [A 6] のとおりなので，対象となりません。

※ 解雇理由は，雇用保険被保険者離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書，解雇通知書，前勤務先の給与支払報告書等にて判断するほか，申請の際に対象労働者に理由を記載いただきます。

Q 9. 対象労働者の解雇等の日（令和 2 年 1 月 2 4 日～）が期間外の場合，対象と

ならないのか？

A 9. 解雇等の日の始期については、雇用調整助成金の対象休業等の初日としており、それ以前の日は対象外です。

Q 10. 対象労働者の雇用日が期間外の場合、対象とならないのか？

A 10. 対象労働者の雇用日については、令和2年10月21日以前の雇用開始は対象となりません。

Q 11. 半年前にアルバイトとして雇っていた者を正社員として雇用したが、対象になるか？

A 11. 雇入れの日前1年以内に対象労働者と、雇用、請負等の就労関係がある場合は対象となりません。

Q 12. 甥が新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で事業主都合により離職したので、今回自分が経営する会社に正社員として雇ったがこの制度の対象なるか？

A 12. 甥は三親等の親族なので、対象とはなりません。

※ 三親等以内の親族・姻族は対象になりません。

※ 過去1年以内に雇入れた事業主が、当該対象労働者を解雇等した事業主と、資本的・経済的等の関連性から見て密接な関係にある場合も対象になりません。

Q 13. 対象労働者を雇用したと偽って不正に奨励金を受給した場合は？

A 13. 補助金の返還の対象となります。不正受給（偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない補助金の支給を受けたり、受けようとするをいいます。）の防止を図るために、事業所に対し立入検査等へのご協力をお願いすることがあります。

Q 14. 対象労働者の住民登録地が市外のままであるが、この制度の対象となるか。

A 14. 対象労働者は、雇用された日以降、市内に住所を有することを条件としておりますので対象にはなりません。また、市内に住所を有する対象労働者だった

方が、交付対象期間の途中で市外に転出し、対象労働者でなくなった場合も対象となりません。

Q15. 雇用した労働者が、自己都合により3か月経たずに退職した場合はどうなるのか。

A15. 交付対象期間を満了せずに対象労働者が離職した場合は、補助の対象となりません。

Q16. 交付申請までの流れを知りたい。

A16. 雇入れ日から、30日以内に「申請前届出書」を提出していただきます。その後、雇入れ日から3か月を経過した日の翌日から30日以内に「交付申請書」を提出してください。

※ 「申請前届出書」は補助対象事業主を事前に把握するために提出をお願いするものです。そのため、雇入れ後3か月経過し、支給要件を満たした段階で、別途、交付申請をしていただくこととなります。

Q17. 申請するにあたって、必要な書類はなにか。

A17. 「申請前届」および「交付申請」にあたって以下の書類を提出していただきます。

○申請前届にあたって必要な書類

- ・ 函館市離職者等緊急雇用奨励補助金申請前届出書

○交付申請にあたって必要な書類

- ・ 函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付申請兼実績報告書（別記第1号様式）

・ そのほか添付する書類

(1) 離職関係

ア 対象雇用者ごとの雇用保険被保険者離職票の写しまたは内定取消通知の写しその他離職理由や内定が取り消されたことが分かる書類の写し

(2) 雇用関係

ア 対象雇用者ごとの雇用契約書の写しまたは雇用条件通知書の写しなど、雇用契約を証する書類

イ 対象雇用者ごとの雇用関係等確認書（別記第2号様式）

- ウ 対象雇用者ごとの出勤状況および賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し（出勤簿，賃金台帳等）
 - エ 対象雇用者ごとの雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - オ 対象雇用者ごとの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しその他社会保険加入を証する書類の写し
 - カ 対象雇用者ごとの雇用時点で市内に住所を有することの確認ができる書類（住民票等）
- (3) ほか
- ア 事業者の登記事項証明書または個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類
 - イ 納税証明書その他函館市に納めるべき税を滞納していないことを証する書類

Q18. 内定を取り消された書類がないがどうすればよいか？

A18. メール等の通知記録で構いませんので、確認できるものがあれば提示してください。

【R2.11.30】以下，追加項目

Q19. 採用者が令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職したとの判断はどの様に行うのか？

A19. 離職の確認については、雇用保険被保険者離職票の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）、解雇通知書、内定取り消し通知等で判断いたします。このほか、コロナの影響で収入が減り、やむなく自己都合で辞めざるを得なくなった方については、賃金が減額したことが分かる賃金明細書等で判断いたします。事業主は、面接時等で離職の確認をしていただき、上記の証明書類をもらってください。

このような書類がない場合でも、何らかの証明できるものを提出いただくこととしておりますが、そのような書類もない場合は、一度、雇用労政課にご相談ください。

Q20. 交付申請できるのは企業以外でもできるのか？

A20. 社会福祉法人，医療法人，学校法人，特定非営利活動（NPO）法人，協同組合等が申請することができます。

Q21. 複数の事業所を有しているが，事業所単位で申請してよいか？

A21. 今回の申請は，事業所単位ではなく，事業主に申請していただくこととしております。

Q22. 本社が市外であっても，補助対象となるのか？

A22. 本社が市外であっても，市内に事業所（支店等）を有しており，採用した方が市内の事業所で就労していれば対象となります。

Q23. 会社の規定で新規採用後，一定期間，試用期間を設けることとしているが，その場合でも補助対象となるか。

A23. この補助金は，雇用の安定・維持を図ることを目的に創設したものであり，対象労働者の雇用期間は，正規雇用労働者，短時間労働者ともに「雇用期間の定めのない」ことを要件としております。しかし，試用期間中の労働条件によっては，試用期間中は有期雇用，本採用で無期雇用とする場合等，様々なケースがあり，必ずしも雇い入れ当初から要件の全てを満たすことができない場合も考えられます。

試用期間とは，採用試験や面接時において知ることが出来なかった職業能力や適格性などを，より正確に評価・判断するために設ける期間であり，実際の雇用にあたっては試用期間を設けるケースも少なくないことなどを踏まえ，市では，以下のとおり取り扱うことといたします。

(1) 雇用期間について

ア 雇い入れ日は，あくまでも試用期間の開始日である当初の雇い入れ日とする。

イ 事業主は，当初の雇い入れ時点で対象労働者に対し，試用期間中の労働条件を明示すること。

ウ 試用期間後の労働条件に「雇用期間の定めがないこと」が明示されていること。

※交付申請時において，上記イ，ウに関して明示していることが確認できる書類（雇用契約書等）を提出してください。

エ 交付申請時において、対象労働者の試用期間が終了し、雇用期間の定めのない雇用形態となっていること。その際、試用期間が終了し、本採用として雇用された日まで連続した雇用となっていること。

※試用期間および本採用の雇用契約書等、継続雇用が確認できる書類を提出してください。

(2) その他の要件は、試用期間中も含め以下の要件を全て満たすこと。

ア 正規雇用労働者

(ア) 1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。

(イ) 雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。）であること。

(ロ) 健康保険および厚生年金の被保険者であること。

(ハ) 雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。

イ 短時間労働者

(ア) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者であること。

(イ) 雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。）であること。

(ロ) 雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。

なお、試用期間の設定にあたっては様々なケースが考えられますので、試用期間を設ける場合は、事前に雇用労政課にお問い合わせください。

【R3.2.22】以下、追加項目

Q24. 事業主が、対象労働者を雇い入れた後、コロナウイルス感染症等により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金等を活用し、当該労働者に対して休業手当を支払ったうえで一時的に休業等を行っている場合は、本補助金の対象となるか。

A24. 事業主が対象労働者について賃金に係る経費への助成に相当する「雇用調整助成金」の交付決定を受けている場合は、当該雇用調整助成金助成対象期間を除き、3か月以上継続して雇用した場合は、交付申請の対象となります。なお、この場合は当該要件を満たした日の翌日から起算して30日以内に交付申請してください。交付申請日については令和3年7月31日が最終期限となります。

Q25. 対象労働者を雇い入れ後、雇用形態を変更した場合、どのように申請すればよいか。

A25. 申請日時点における雇い入れ区分で申請してください。

なお、その場合の申請期間については、申請日時点における雇い入れ区分で3か月以上継続して雇用した日の翌日から起算して30日以内となります。